

バラスト水管理設備規則

バラスト水管理設備規則検査要領

バラスト水管理設備規則
バラスト水管理設備規則検査要領

2019年 第1回 一部改正
2019年 第1回 一部改正

2019年6月14日 規則 第34号/達 第22号
2019年1月30日 技術委員会 審議
2019年5月22日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

バラスト水管理設備規則

規
則

2019年 第1回 一部改正

2019年6月14日 規則 第34号

2019年1月30日 技術委員会 審議

2019年5月22日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられたアスタリスク (*) は、その規則に対応する要領があることを示しております。

「バラスト水管理設備規則」の一部を次のように改正する。

1 編 総則

2 章 用語及び略号

2.1 一般

2.1.1 を次のように改める。

2.1.1 用語（BWM 条約第1条，附属書 A-1 規則関連）

この規則で使用する用語は，各編で特に定める場合を除き，次に掲げるところによる。

~~1. IMO 決議 MEPC.174(58) “Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8)”に基づき承認を受けた有害水バラスト処理設備に対しては，次の(1)から(23)に定めるところによる。~~

(1)から(17)は省略)

(18) 「サンプリング設備」とは，処理済又は未処理のバラスト水を収集する手段をいう。

((19)から(22)は省略)

(23) 「有害水バラスト汚染防止措置手引書」とは，**3編4章**に規定される個々の船舶において実施されるバラスト水管理手順及び手続きについて規定する文書手引書をいう。

~~2. IMO 決議 MEPC.279(70) “2016 Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8)”（その後の改正を含む。）に基づき承認を受けた有害水バラスト処理設備に対しては，前1.に規定する(1)から(13)及び(19)から(23)に加え，次の(1)から(4)に定めるところによる。~~

(424) 「有害水バラスト処理設備」とは，**3編3.2**に規定されるバラスト水排出基準を満足するように有害水バラストを処理するシステムをいう。有害水バラスト処理設備にはバラスト水処理装置，製造者が指定する配管，制御及び監視装置及びサンプリング設備を含む。なお，有害水バラスト処理設備には，当該処理設備が搭載されていない場合であっても必要となる船舶バラスト関連機器（配管，バルブ，ポンプ等）は含めない。（IMO 決議 MEPC.279(70) “2016 Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8)”又は BWMS コード適用の場合）

(425) 「制御及び監視装置」とは，有害水バラスト処理設備を効果的に操作し制御並びに効率的な作動を監視するための装置をいう。

~~(3) 「サンプリング設備」とは，処理済又は未処理のバラスト水を収集する手段をいう。~~

(426) 「有害水バラスト処理設備の設計上のシステム制約（以下「SDL」という。）」とは，型式承認試験で要求されるパラメータに加えて，試験合否の判定に関わる水質及び運転上のパラメータであり，システム運転に重要となるもの。各々のパラメータはバラスト水排出基準を満たす性能基準に有害水バラスト処理設備が適合する

ために設計上設定され、各パラメータ毎に低値又は高値が指定される。*SDL*は、有害水バラスト処理設備毎に異なる処理工程によって特定され、型式承認で規定される水質パラメータに限定されない。当該制約は、*IMO*により作成されたガイダンスを考慮し、且つ *BWMS* コードに基づき、製造者によって定められ、主管庁の監督のもとで検証される。

- (27) 「*BWMS* コード」とは、決議 *MEPC.300(72)*において採択された有害水バラスト処理設備の承認のためのコードをいい、*IMO*により *BWM* 条約第 19 条に定める附属書に適用される改正手続きに従って採択され、かつ、効力を生ずる同コードの改正を含む。

2 編 検査

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.3 設備の検査

-2.を次のように改める。

-2. **3 編 3 章**に規定されるバラスト水管理を実施する船舶にあつては、次に掲げる検査を行う。

(1)から(7)は省略)

(8) 設置状態が十分であることの確認。特に、いかなる隔壁の貫通又はバラストシステム配管の貫通についても、関連する承認された基準に適合していることの確認

(9) 有害水バラスト処理設備の設置及び試運転に関する手順が完了していることの確認

(~~10~~) その他本会が必要と認める検査

2.1.5 船上に保持すべき書類等

(4)を次のように改める。

登録検査完了に際して、次に掲げる書類等が船舶に備えられていることを確認する。

(1)から(3)は省略)

(4) *IMO 決議 MEPC.279(70) “2016 Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8)”*又は *BWMS* コード ~~(その後の改正を含む。)~~に基づき承認を受けた有害水バラスト処理設備を用いて **3 編 3 章**に規定されるバラスト水管理を実施する船舶にあつては、次の(a)から(e)に掲げる書類

(a) **2.1.2-2.(1)**に掲げる型式証明書の写し

(b) 有害水バラスト処理設備の技術的手順書（システムの技術説明，運用，及び保守手順並びに故障時のバックアップ手順を含む。）

(c) 有害水バラスト処理設備の設置 (例：設置図，配管及び機器系統図面等)に関する仕様書

(d) 有害水バラスト処理設備の設置及び試運転に関する手順書

(e) バラスト水の処理に使用する活性物質及び製剤の使用及び保管に関する手順書

3 編 バラスト水管理のための設備

3 章 バラスト水管理

3.3 を次のように改める。

3.3 有害水バラスト処理設備（附属書 D-3 規則関連）*

前 3.2 に適合するために用いられる有害水バラスト処理設備は、次に掲げる要件を満足しなければならない。

-1. 一般要件

(1) ~~有害水バラスト処理設備は、IMO 決議 MEPC.174(58) “Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8)”に従って、主管庁の承認を受けたものであること。~~次の(2)に規定する場合を除き、有害水バラスト処理設備は次の(a)又は(b)に従い、主管庁の承認を受けたものであること。

(2a) 2020 年 10 月 28 日以降に搭載される有害水バラスト処理設備にあつては、~~IMO 決議 MEPC.279(70) “2016 Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8)”（その後の改正を含む。）~~BWMS コードに従って、主管庁の承認を受けたものであること。ただし、IMO 決議 MEPC.279(70) “2016 Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8)”を考慮して承認された有害水バラスト処理設備は BWMS コードに基づいているとみなす。

(b) 2020 年 10 月 28 日前に搭載される有害水バラスト処理設備にあつては、IMO により作成されたガイドライン又は BWMS コードを考慮し、承認を受けたものであること。

(32) 活性物質又は製剤を使用する有害水バラスト処理設備については、IMO 決議 MEPC.169(57) “Procedure for Approval of Ballast Water Management Systems that Make Use of Active Substances (G9)”（その後の改正を含む。）に従って、IMO の承認を受けたものであること。

(43) 有害水バラスト処理設備は、船舶、船舶設備及び乗組員に関して安全なものであること。

-2. 構造及び性能要件

(1) IMO 決議 MEPC.174(58) “Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8)”に基づき承認を受けた有害水バラスト処理設備は、次の(a)から(o)の規定を満足しなければならない。

(a)から(o)は省略

(2) IMO 決議 MEPC.279(70) “2016 Guidelines for Approval of Ballast Water Management Systems (G8)”又は BWMS コード~~（その後の改正を含む。）~~に基づき承認を受けた有害水バラスト処理設備は、前(1)に規定する(a)、(b)及び(d)に加え、次の(a)から(i)の規定を満足しなければならない。

(a)から(i)は省略

-3. その他、本会が必要と認める要件

3.4 プロトタイプバラスト水処理技術（附属書 D-4 規則関連）*

-2.を次のように改める。

-2. **3.2** の基準のバラスト水管理の実施時期より後に、~~3.3-1.(1), (2)及び(3)に規定する~~
IMOにより作成されたガイドラインを考慮して、**3.2** の基準を上回る基準を達成する処理
技術となる可能性を持つ主管庁により承認されたバラスト水技術の試験及評価を行うた
めのプログラムに参加する船舶に対しては、当該技術を搭載した日から5年間は**3.2** の基
準の適用を中断する。

附 則

1. この規則は、2019年10月13日から施行する。

バラスト水管理設備規則検査要領

要
領

2019年 第1回 一部改正

2019年6月14日 達 第22号

2019年1月30日 技術委員会 審議

2019年6月14日 達 第22号
バラスト水管理設備規則検査要領の一部を改正する達

「バラスト水管理設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

3 編 バラスト水管理のための設備

1 章 通則

1.1 一般

1.1.1 を次のように改める。

1.1.1 適用

以下に掲げる船舶は、~~本編規則~~ 3 編 1.3, 1.4, 1.5, 2 章及び 3 章は適用しない。
((1)から(4)は省略)

2 章 バラスト水交換

2.2 を次のように改める。

2.2 バラスト水交換（附属書 B-4 規則関連）

現存船においては、~~本編規則~~ 3 編 2.2 に規定の水域が航路上に存在しない場合、バラスト水交換が実施不可能な理由を~~本編規則~~ 3 編 1.2 に規定の水バラスト記録簿へ記載すること。また、寄港国の特別な指示がある場合においては、それに従うこと。

3章 バラスト水管理

3.3 を次のように改める。

3.3 有害水バラスト処理設備（附属書 D-3 規則関連）

-1. 本節の-3.から-78.の要件は、次の(1)又は(2)に掲げるものに適用する。

(1) 2017年1月1日以降に図面承認の申込みが行われる有害水バラスト処理設備

(2) 2017年1月1日以降に建造契約が行われる船舶に搭載される有害水バラスト処理設備

-2. 規則3編3.3-1.(~~21~~)(a)及び(b)にいう「搭載」とは、次のいずれかをいう。

(1) 有害水バラスト処理設備の本船への契約上の納入日

(2) 契約上の納入日がない場合は実際に本船へ当該設備が搭載される日

-3. 規則3編3.3-1.(1)(b)にいう「IMOにより作成されたガイドライン」とは、IMO決議MEPC.174(58)又はMEPC.279(70)を参照すること。

~~-4.~~ 規則3編3.3-1.(~~32~~)にいう「活性物質又は製剤を使用する有害水バラスト処理設備」のうち、人体及び設備に悪影響を及ぼす化学薬品を使用する装置にあつては、少なくとも次の(1)から(9)を満足すること。ただし、本会は化学薬品の種類に応じて適当に斟酌することがある。

((1)から(9)は省略)

~~-45.~~ 規則3編3.3-1.(~~32~~)にいう「活性物質又は製剤を使用する有害水バラスト処理設備」のうち、危険ガスを発生する有害水バラスト処理設備にあつては、少なくとも次の(1)から(9)を満足すること。

((1)から(9)は省略)

~~-56.~~ (省略)

~~-67.~~ (省略)

~~-78.~~ 規則3編3.3-3.の適用上、有害水バラスト処理設備の設計及び設置については、鋼船規則の該当規定によるほか、次の要件を満足すること。

(1) 有害水バラスト処理設備に係る管装置等については次によること。

(a) 有害水バラスト処理設備に係る配管は、~~規則3編3.3-1.(1)及び(2)及び(3)~~の規定により承認された条件で設計されたものであること。

((b)から(g)は省略)

(2) 危険場所にバラストタンクを有する船舶において、バラスト水の排出時における総残留オキシダント(TRO)又は総残留塩素(TRC)の濃度計測装置を機関室等の非危険場所に備えるときは、次の要件を満足すること。

(a) 有害水バラスト処理設備の監視及び制御のための計測装置は、できる限りガス密の堅固な囲壁により閉囲し、次のi)からiii)を満足すること。

(i)及びii)は省略)

iii) ガス濃度が引火性限界下限値の30%の値となった場合に、~~3.3-45.(2)(a)及び(b)~~に規定する場所に可視可聴警報が発せられるように設備すること。

((b)から(k)は省略)

((3)から(8)は省略)

図 3.3-2.(1) 後処理が不要な有害水バラスト処理設備

(省略)

図 3.3-2.(2) 後処理が必要な有害水バラスト処理設備 (ただし, 注入式の場合に限る)

(省略)

3.4 として次の 1 節を加える。

3.4 プロトタイプバラスト水処理技術 (附属書 D-4 規則関連)

規則 3 編 3.4-2.にいう「IMO により作成されたガイドライン」とは, 3.3-3.を参照すること。

附 則

1. この達は, 2019 年 10 月 13 日から施行する。